

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の制定について

望まない受動喫煙の防止等を図るため、「健康増進法」の一部が改正(平成30年7月25日公布)[以下、「改正法」と呼ぶ。]されるとともに、「東京都受動喫煙防止条例」が制定(平成30年7月4日公布)[以下、「都条例」と呼ぶ。]された。改正法および都条例の概要は下記のとおりである。

1. 目的および趣旨

受動喫煙の防止を図るため、

- ①多数の者が利用する施設等を区分けして、一定の場所を除き喫煙を禁止する
- ②施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置を定める

➡都条例で、改正法に上乘せ・横出し

受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員や健康影響を受けやすい子どもを守る

2. 責務および配慮義務

※改正法の責務・配慮義務の規定 平成31年1月24日施行

(1)責務(都条例による規定 平成31年1月1日施行)

都の責務

- 総合的な施策を策定し、実施する
- 受動喫煙に関する啓発・教育を行う
- 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する
- 受動喫煙対策を推進するため、関係者と相互に連携を図りながら協力する

区市町村の責務

- 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する
- 受動喫煙対策を推進するため、関係者と相互に連携を図りながら協力する

都民の責務

- 都民は、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、理解を深め、他人に受動喫煙をさせないよう努める
- 都民は、東京都の行う受動喫煙防止の取組に協力するよう努める

保護者の責務

- 子供の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努める

(2)配慮義務

- 喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければならない
- 施設の管理権原者やその他管理者は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければならない

3. 施設区分

(1)第一種施設 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として使用する施設

- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など(都条例による規定)
 - ➡屋内完全禁煙(屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない)
 - ➡屋外喫煙所設置不可(屋外に喫煙所を設けないよう努める)
- 病院、診療所、助産所、薬局、施術所、行政機関の庁舎(事務を行う場所に限る)、児童福祉施設、大学、短大、専門学校 など

- ➡屋内完全禁煙(屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない)
- ➡屋外における規制(①から③の要件を満たした喫煙所のみ設置可)
 - ①禁煙区域と区画されている ②喫煙可の標識がある ③施設の利用者が通常立ち入らない
- (2) **第二種施設** 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設
 - 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所(事業所)、飲食店など
 - ➡原則屋内禁煙(規制は屋内のみ)喫煙専門室または指定たばこ喫煙専門室を設置可
 - 特例措置のある飲食店(都条例による規定)
 - ①2020年4月現在、既に営業している ②中小企業又は個人が経営している
 - ③客席面積が100㎡以下である ④従業員がいない
 - ➡原則屋内禁煙。(規制は屋内のみ)ただし、喫煙可能室を設置可能
 - ※全面禁煙の飲食店にも標識設置義務あり
- (3) **喫煙目的施設** 喫煙をする場所を提供する施設(シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所)
- (4) **プライベート空間** 人の居住の用に供する場所
 - ホテルや旅館の客室など
 - ➡責務規定・配慮義務を除いた、その他の規制は適用除外

4. 違反者への罰則

指導・助言等に従わないなど悪質な場合は、違反者に対して罰則を適用

- 喫煙禁止場所において喫煙した場合【全ての者が対象】
- 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備等を設置していた場合【施設管理者が対象】
- 喫煙室の基準を満たしていない場合【施設管理者が対象】など

5. 施行期日(都条例による規定)

- (1) 第一種施設に関する規定 2019年7月1日
- (2) **学校等の屋外喫煙所設置不可**
飲食店の店頭表示義務化 2019年9月1日までの間の規則で定める日
- (3) 全面施行 2020年4月1日

6. 区有施設の対応

- (1) 「品川区受動喫煙防止対策基本方針」(平成15年6月2日区長決定)により、子ども関係施設や保健センター、総合体育館などは全面禁煙としており、喫煙室が設置できない施設は全面禁煙、喫煙室が設置可能な施設のみ、分煙を徹底する取扱いとしている。
- (2) 現在、政省令の発出が遅れているため、規制区分が一部不明であるが、今後、改正法および都条例の規定をふまえ、順次、喫煙室を撤去するなど適切に対応していく。
(ただし、喫煙所の設置が可能な施設については、受動喫煙を防止する措置が可能な場合に限り、敷地内および屋外に喫煙所等の整備も行うことができるものとする。)
- (3) 当面、以下の第一種施設に対する規制(平成31年7月1日施行)への対応を行っていく。
 - 小中学校、義務教育学校、保育園、幼稚園、児童福祉施設における敷地内禁煙の確保 ➡対応済み
 - 行政機関の庁舎等の屋内禁煙
 - ➡行政機関の庁舎等の屋内喫煙所の撤去(行政機関の庁舎等は屋外喫煙所の設置が可能。)
 - ※総合庁舎は3月中に屋内喫煙所を撤去し屋外に喫煙所を3か所設ける。